

## 環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

平成 7 年 7 月 18 日 条例第 28 号

第 22 条 県は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

## （環境基準）

第 33 条 知事は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「環境基準」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、環境基準について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。
- 3 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努めるものとする。
- 4 知事は、第 1 項の規定により環境基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、第 1 項の規定により環境基準を定めるときは、当該環境基準を告示するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

## （規制基準の設定）

第 34 条 知事は、排出基準及び設備基準（以下これらを「規制基準」という。）を定めるものとする。

- 2 前項の排出基準は、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度とする。
- 3 第 1 項の設備基準は、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の構造並びに使用及び管理に関する基準とする。
- 4 規制基準は、地域又は水域の特殊性、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の種類、時間の区分等に応じて定めることができる。
- 5 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

## （規制基準の遵守）

第 35 条 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第 1 項の排出基準に適合しないばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

- 2 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第 1 項の設備基準を遵守しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、規制基準が設定された日前から工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行っている者（施設の設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設又は当該作業については、当該規制基準が設定された日から 6 月間（当該施設又は当該作業が知事が定めるものである場合にあっては、1 年間）は、適用しない。

#### (工場等の設置の許可)

第 36 条 公害が著しい区域若しくは著しくなるおそれがある区域又は特に人の健康の保護若しくは生活環境の保全を図る必要があると認められる区域として知事が指定する区域（以下「指定区域」という。）内において、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる規則で定める施設（以下「指定施設」という。）を有する工場等を設置しようとする者（指定施設を有しない工場等に指定施設を設置しようとする者を含む。）は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種並びに作業の種類及び方法
- (4) 建物の構造及び配置
- (5) 指定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、当該工場等の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

#### (承継)

第 42 条 第 36 条第 1 項の許可を受けた者から当該許可に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第 36 条第 1 項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る指定施設を有する工場等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る指定施設を有する工場等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 36 条第 1 項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (特定施設等の設置等の届出)

第 43 条 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であって、規則で定めるもの（以下「特定施設等」という。）を設置し、又は行おうとする者（第 36 条第 1 項の許可を受けた者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、騒音又は振動に係る特定施設等を設置し、又は行おうとする場合で、規則で定める場合については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 施設にあっては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (4) 作業にあっては、その方法
- (5) ばい煙等の処理の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際現に当該特定施設等を設置し、又は行っている者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該特定施設等が特定設置等となった日から 30 日以内

に、第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第36条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

4 前条の規定は、第1項又は第2項の規定による届出をした者について準用する。

(特定施設等の変更の届出)

第44条 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(計画変更命令等)

第45条 知事は、第43条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(実施の制限)

第46条 第43条第1項又は第44条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)を経過した後でなければ、当該届出に係る施設の設置、作業の実施又は施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第43条第1項又は第44条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときその他必要があると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第47条 第43条第1項又は第2項の規定による届出(騒音又は振動に係る特定施設等の設置等に係るものを除く。)をした者は、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の使用若しくは実施の廃止をしたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第43条第1項又は第2項の規定による届出(騒音又は振動に係る特定施設等の設置等に係るものに限る。)をした者は、前項に規定する事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の設置等に係る工場等に設置し、又は行っている特定施設等の使用若しくは実施のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第48条

2 知事は、特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

(一般工場等に対する命令等)

第50条 知事は、工場等(第36条第1項の許可に係る工場等及び特定施設等に係る工場等を除く。以下この条において同じ。)から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が第34条第

1 項の排出基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置する者に対し、ばい煙等の処理の方法その他公害の防止について必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、第 34 条第 1 項の設備基準に適合しない施設があると認めるときは、当該施設を設置している者に対し、当該施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法の改善又は当該施設の使用の一時停止を勧告することができる。

3 第 35 条第 3 項の規定は、前 2 項の規定による命令又は勧告について準用する。

#### (違反事業者名等の公表)

第 150 条 知事は、第 36 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第 45 条若しくは第 48 条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

#### (報告の徴収)

第 151 条 規則で定める工場等を設置する事業者は、規則で定めるところにより、当該工場等に係るばい煙等の量等を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、公害の防止に必要な限度において、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者若しくはそのおそれのある者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等に対し、そのばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる工場等又は工場等に係る施設の状況、ばい煙等の処理の方法、特定自動車の運行の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

#### (立入検査)

第 152 条 知事は、公害の防止に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等の工場等その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類、自動車検査証、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設、ばい煙等を処理する施設、自動車その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

4 当該職員は、前 3 項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 前各項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (罰則)

第 160 条 第 45 条又は第 48 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 161 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(2) 第 50 条第 1 項又は第 51 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 163 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 43 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 164 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 43 条第 2 項、第 44 条、第 57 条第 1 項又は第 59 条第 1 項の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をした者

(2) 第 46 条第 1 項、第 61 条第 1 項若しくは第 2 項、第 62 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 72 条第 2 項の規定に違反した者

(3) 第 151 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第 152 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 165 条 第 41 条、第 42 条第 3 項（第 43 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 47 条第 1 項若しくは第 2 項、第 51 条第 2 項又は第 52 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

（両罰規定）

第 166 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 159 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

平成8年1月8日規則第1号

（工場等の設置の許可の申請等）

### 第2条

4 条例第36条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工場等の敷地内の建物の配置図
- (2) 工場等の指定施設、特定施設等の配置図並びに指定施設、特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の設置の場所を示す図面
- (3) 指定施設、特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の構造を示す図面
- (4) ばい煙等の排出、発生又は飛散及びばい煙等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

（承継の届出）

第8条 条例第42条第3項（条例第43条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届（様式第7号）によってしなければならない。

（特定施設等の設置等の届出）

第9条 条例第43条第1項又は第2項の規定による届出は、特定施設等設置等届（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の設置の場所を示す図面
- (2) 特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の構造を示す図面
- (3) ばい煙等の排出、発生又は飛散及びばい煙等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

2 条例第43条第1項に規定する規則で定める施設又は作業は、次に掲げる施設又は作業とする。

- (4) 騒音に係る施設又は作業にあつては、別表第6に掲げる施設又は作業

3 条例第43条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 既に条例第43条第1項若しくは第2項の規定による届出がなされている騒音に係る特定施設等の使用を廃止するとともに当該特定施設等と同じ種類でその能力が同等以下である特定施設等を設置しようとする場合又は当該届出がなされている騒音に係る特定施設等の種類ごとの総数を超えない範囲内で当該種類の特定施設等でその能力が同等以下であるものを新たに設置し、若しくは行おうとする場合
- (2) 既に条例第43条第1項又は第2項の規定による届出がなされている振動に係る特定施設等の使用を廃止するとともに当該特定施設等と同じ種類でその能力が同等以下である特定施設等を設置しようとする場合

4 条例第43条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額
- (2) 業種
- (3) 主な製品又は加工の種類
- (4) 作業にあつては、その種類
- (5) 常時使用する従業員の数
- (6) 工事の着手年月日及び完成年月日並びに施設等の使用開始年月日

(特定施設等の変更の届出)

第 10 条 条例第 44 条の規定による届出は、特定施設等変更届（様式第 9 号）に、当該変更に係る第 2 条第 4 項各号に掲げる書類を添付してしなければならない。

2 条例第 44 条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、騒音又は振動に係る特定施設等の種類、構造若しくは配置又は使用若しくは管理の方法の変更であって、その能力の変更を伴わないもの又はばい煙等の量等の増加を伴わないものとする。

(特定施設等の設置等の届出に係る氏名の変更等の届出)

第 11 条 条例第 47 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、氏名等の変更に係るものにあつては氏名等変更届、特定施設等の使用又は実施の廃止に係るものにあつては使用等廃止届によってしなければならない。

(書類の経由等)

第 51 条 この規則の規定により知事に提出する書類は、正副 3 通とし、工場等の所在地又は行為地を管轄する県民局長又は県民センター長（当該行為が 2 以上の県民局又は県民センターの管轄地におけるものであるときは、主たる行為地を管轄する県民局長又は県民センター長）を経由して提出しなければならない。

別表第 6（第 9 条関係）

施設名又は作業名	規模
41 風力発電設備	出力が 20 キロワット以上のもの

## 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（抜粋）

平成 11 年 12 月 20 日条例第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に定める市町が処理することとする。

### 82 環境の保全と創造に関する条例等に基づく事務

事務	市町
<p>(3) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）</p> <p>ア 条例第 43 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>イ 条例第 43 条第 4 項において準用する条例第 42 条第 3 項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>ウ 条例第 44 条の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>エ 条例第 45 条の規定による勧告及び命令に関する事務</p> <p>オ 条例第 46 条第 2 項の規定による期間の短縮に関する事務</p> <p>カ 条例第 47 条の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>キ 条例第 48 条第 2 項の規定による命令に関する事務</p>	各市町
<p>(9) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）</p> <p>ア 条例第 50 条第 1 項の規定による命令に関する事務</p> <p>イ 条例第 50 条第 2 項の規定による勧告に関する事務</p>	各市町
<p>(26) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 条例第 151 条第 1 項の規定による報告の受理に関する事務（条例第 36 条第 1 項に規定する指定施設を有する工場等以外の工場等に係る騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）</p> <p>イ 条例第 151 条第 2 項の規定による報告の徴収に関する事務（(3) の項、(6) の項、(9) の項、(12) の項、(14) の項及びアに掲げる事務に係るものに限る。ウにおいて同じ。）</p> <p>ウ 条例第 152 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>エ 条例第 3 章及び第 5 章の規定並びに条例の施行のための規則の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの</p>	各市町



## 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（抜粋）

平成 12 年 3 月 8 日規則第 10 号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 11 年兵庫県条例第 53 号。以下「条例」という。）の規定により市町が処理する規則で定める事務は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事務とする。

区分	事務
59 条例本則の表 82 の部(26)の項エに規定する規則で定める事務	環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下この項において「環境条例」という。）第 3 章及び第 5 章並びに施行規則第 2 章及び第 4 章の規定により知事に提出される書類（環境条例第 57 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出（建築主事を置く市町の区域以外の区域における施行規則第 15 条第 2 項ただし書に規定する建築物の解体の工事に係るものに限る。）、環境条例第 118 条の 5 第 1 項、第 118 条の 6 及び第 118 条の 8 の規定による届出、環境条例第 128 条第 2 項の規定による協議、環境条例第 129 条第 1 項の規定による協定の締結及び環境条例第 130 条第 1 項の規定による届出に係るもの並びに施行規則第 42 条の 2 第 7 項に規定する建築物等緑化計画完了届に係るものを除く。）の受理に関する事務

※ 環境の保全と創造に関する条例 第 3 章：第 22 条—第 85 条

第 5 章：第 116 条—第 140 条

環境の保全と創造に関する条例施行規則 第 2 章：第 2 条—第 27 条

第 4 章：第 41 条—第 44 条